

新闻摘要



(6月21日～8月20日)

6月23日（星期一）

22 日，奈良中国归国者支援交流会于奈良市内的中部公民馆召开了第六次定期大会。同会会员、居住在县内的中国归国者以及有关行政人员共计 70 人出席了此次大会。中华人民共和国驻大阪总领事馆金领事，以及中国残留孤儿问题全国协议会香山理事长等来宾，也出席了会议。

6月28日（星期六）

警视厅于 27 日宣布，经营函售业的“海华丽人”经理泷泽文惠因非法持有未经批准进口的中国药品，从而涉嫌违反药品法（储存以出售为目的的仿制药品）被警方逮捕；另外，作为事实上的经营者，刘立军等两名拥有中国国籍的男性，也因涉嫌违反入国管理法（非法滞留）而遭到逮捕。

据计，此业者非法出售未经批准的药品件数，在截止到 5 月份的两年两个月间，共达到两万次，大约非法获取一亿两千万日元。警方正就药品的流入渠道及其背景关系展开调查。

据说此业者制作并发行面向中国人的免费刊物，并在刊物上登载药品广告，由姓刘的嫌疑人通过电话或互联网接受订单，姓泷泽的嫌疑人在听取对方症状以后，将药品邮递到对方处。嫌疑人泷泽是遗华孤儿第二代，于 2003 年来到日本。据悉泷泽已交待“在中国考取了护士执照，有医药知识。不过事前已知道在日本卖药属于违法行为。”

ニュース記事から

（6月21日～8月20日）

6月23日（月）

奈良中 国帰国者支援交 流 会は 22 日、奈良市内の 中 部公民館で 第 6 回定期総会を開催した。この総会には、同会会員、県内在住 の中国帰国者、行政関係者ら 約 70 人が出席し、中華人民共和国駐大阪總領事館の金領事や中国残留孤児問題全国協議会の香山理事長らの来賓も駆けつけた。

6月28日（土）

警視 厅は、中国製の未承認薬を不法に所持したとして、通信販売業「海華麗人」代表の滝沢文恵容疑者を薬事法違反（模造医薬品の販売目的貯蔵）容疑で、また、実質的経営者の劉立軍容疑者ら中国籍の男 2 人も入管法違反（不法滞留など）容疑で、逮捕したと 27 日発表した。

未承認薬の販売は、5 月までの 2 年 2 ヶ月間に約 2 万件にのぼり、約 1 億 2 千万円を売り上げたとみられる。同 厅は、薬の入手ルートや背後関係の解明を進めると、

同社は、中国人向けの無料月刊誌を発行して薬を広告し、劉容疑者が電話やインターネットで注文を受け、滝沢容疑者が症状を聞いたうえで薬を宅配便で送っていたという。滝沢容疑者は、中国残留邦人 2 世で、2003 年に来日。「中国で看護師の資格を取り、薬の知識はあったが、日本で売ると違法なのはわかっていた」と供述しているという。

7月9日（星期三）

去年七月，接受了政府制定出的新型支援方案以后，在给为时五年的争讼拉上帷幕的、向国家寻求索赔的遗华孤儿前原告与辩护律师团之间，围绕辩护费问题，又发生了对立。

此类集体诉讼，大多是在索赔成功或获得和解金的情况下，才由原告方负担辩护费用。但此次指控，除去神户诉讼以外，均为败诉。其后，原告方接受了政府制定出的新型支援方案，所有的原告都撤销了指控，因此从合同上讲，辩护律师团无权申请辩护费。但是，辩护律师团以整个过程中的资料、交通费等经费，均由辩护团所承担，并且原告“是在接受了政府制定出的新型支援方案以后撤销的指控，是达成了事实上的和解”为由，向原告方提出了负担诉讼费用的要求。

7月10日（星期四）

据悉，从今年四月起开始实施的、面向遗华孤儿的新型支援方案中，围绕“全额支给国民年金”一项，截至三月末为止，所有符合支给条件的约 5,800 人中，大约有 1,000 人（约为 17%）因没有办完支给手续，而开始支给的时间将被延至到五月以后。9 日这一天，舛添厚生大臣会见了向国家提出索赔的前原告团，表示会向那一千人支给自四月起的全额年金。

①请注意

本栏目的新闻皆为一般报章的报道摘要。因此，并非为政府正式公布之内容，其中一部分还包含媒体的观察消息，敬请注意。

7月9日（水）

昨年7月に政府が新支援策をまとめたことを受け、5年間に及ぶ係争に幕を下ろした中国残留孤児国家賠償訴訟の元原告と弁護団の間で、弁護士費用を巡って対立が起きている。

この種の集団訴訟では、賠償金や和解金が支払われた場合にのみ原告が弁護士費用を負担することが多いが、今回の訴訟では、神戸訴訟を除いて敗訴し、その後、政府の新支援策の提示を受けて、すべての原告が訴えを取り下げたことから、弁護団に契約上の費用請求権はない。しかし、弁護団側は、これまで資料代、交通費などの経費はすべて弁護団が負担してきていたことや「国の新支援策に合意した上で裁判を取り下げたので、実質的には和解による解決」として、原告に訴訟費用の負担をお願いしたいとしている。

7月10日（木）

今年4月から実施されている中国残留孤児等に対する新支援策のうち「国民年金の満額支給」について、全対象者約 5,800 人のうち約 1,000 人（約 17%）について、3月末までに手続きが完了しなかったため、支給開始が 5 月以降にずれ込むことが明らかとなった。9 日、中国残留孤児国家賠償訴訟の元原告らと面談した舛添厚生労働相は、該当者には、4 月にさかのぼって満額支給する意向を表明した。

②ご注意

本欄の内容は、すべて一般の新聞などで報道された内容を要約して掲載しているものです。したがって、政府が公式に発表したものではなく、一部には報道機関の観測記事なども含まれていますので、ご注意ください。